**-------------------------**

**規則**

**-------------------------**

高知県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の規定による入院患者の自己負担に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年７月２日

高知県知事　尾﨑　正直

**高知県規則第　号**

**高知県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関**

**する法律第37条の規定による入院患者の自己負担に関す**

**る規則の一部を改正する規則**

高知県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の規定による入院患者の自己負担に関する規則（平成21年高知県規則第71号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

**別表**（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 入院患者等の所得割の額の合算額 | 自己負担額（月額） |
| 564,000円以下 | ０円 |
| 564,001円以上 | ２万円。ただし、費用の額又は費用の額から他の法律により給付を受けることができる額（法第39条に規定する他の法律による医療に関する給付の額をいう。）を控除して得た額が２万円に満たない場合にあっては、当該額 |

備考　１　この表において「入院患者等の所得割の額の合算額」とは、入院患者並びにその配偶者及び当該入院患者と生計を一にする扶養義務者について、当該入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が４月から６月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の所得割（同法第292条第１項第２号に掲げる所得割をいい、同法第328条の規定により課される所得割を除く。）の額（当該額の算定方法については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」（平成７年６月16日付け厚生省発健医第189号厚生事務次官通知）別紙第１の２に定めるところによるものとする。）を合算した額をいう。

２　入院患者が月の途中で入院を開始し、又は終了した場合においては、この表の規定による当該月の自己負担額の決定に当たっては、日割計算をするものとし、同表中「２万円」とあるのは、「２万円をその月の実日数で除して得た額に入院していた期間の日数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。この場合において、その額に１円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

**附**　**則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の規定による入院患者の自己負担に関する規則の規定は、令和元年６月１日から適用する。

規　則

◎高知県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の規定による入院患者の自己負担に関する規則の一部を改正する規則